

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金制度）を申請されている方 および継続申請者へ

◆新規申請手続き中の方へ

日本学生支援機構（JASSO）へ高等教育の修学支援新制度（給付奨学金）を申請された学部生につきましては、給付奨学金が決定された際にその給付期間、支援区分に応じて授業料の一部減免を本学に申請することができます。

申請に基づいて、日本学生支援機構（JASSO）から大学に給付奨学金支援区分決定結果の連絡があった対象者から順次、支援区分に基づき一部減免を行い、再計算した学費等相当金額を「学費振込用 WEB サイト」の「学費一覧」に掲載いたしますのでご了承ください。

採用が決定した方につきましては、納入期限が令和6年7月29日（月）まで延長されますが、在学生の新規採用は基本7月上旬頃に決定となりますので、納入期限の5月14日（火）までに納入後、減免額を返金させていただくことになります。

ただし、認定されず対象外となられた場合は授業料全額のご納入が必要となり、納入期限：5月14日（火）を一日でも過ぎる場合、2号館1階事務室での延滞手続（延滞料2,000円）が必要となります。

認定結果がご不明な場合は、別途ご案内予定の学費納入期限の延納手続を推奨いたします。

決められた受付期間内にお手続きください。

◆継続申請中の方へ

前期分の支援区分につきましては令和5年10月の適格認定（家計）時に1年間（令和5年10月～令和6年9月まで）決定しておりますので、4月の学業成績判定が決定次第、「学費振込用 WEB サイト」の「学費一覧」に掲載いたしますのでご了承ください。金額確定通知につきましては、4月下旬に UNIPA にて通知させていただきますので、必ず確認してください。

学費（前期分）の納入期限は令和6年7月29日（月）まで延長されます。

ただし、学業成績判定の結果、「停止」または「廃止」となった場合は令和6年5月14日（火）までに前期分学費を全額納めていただくことになります。

納入期限：5月14日（火）を一日でも過ぎる場合、2号館1階事務室での延滞手続（延滞料2,000円）が必要となります。

別途ご案内予定の学費納入期限の延納手続を推奨いたします。

決められた受付期間内にお手続きください。